

# 宮崎県景観形成基本方針



平成 19 年 4 月

宮 崎 県

## 目次

---

### 宮崎県景観形成基本方針の構成

#### 序章 はじめに

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 策定の背景と目的         | 1  |
| 2. 宮崎県における「景観」のとらえ方 | 10 |
| 3. 宮崎県景観形成基本方針の位置づけ | 11 |

#### 第1章 本県で育まれた景観の特性と課題

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 自然的環境に関する景観       | 12 |
| 2. 生活の営みや生業・文化からなる景観 | 16 |
| 3. 歴史的な趣きの残る景観       | 19 |
| 4. 魅力ある市街地の景観        | 22 |
| 5. 公共施設の景観           | 25 |

#### 第2章 景観の将来像と基本方針

- |              |    |
|--------------|----|
| 1. 将来像       | 28 |
| 2. 景観形成の基本方針 | 29 |
| 3. 方針別取り組みの柱 | 34 |
| 4. 施策の体系図    | 50 |

#### 第3章 景観づくりを進めるために

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1. 景観づくりの主体と役割   | 51 |
| 2. 住民・事業者に期待すること | 53 |
| 3. 市町村における取り組み   | 55 |
| 4. 県における取り組み     | 56 |

#### 参考資料

- |         |    |
|---------|----|
| 1. 検討組織 | 59 |
|---------|----|

# 宮崎県景観形成基本方針の構成

序章 はじめに      1. 背景と目的      2. 宮崎県における「景観」のとらえ方      3. 宮崎県景観形成基本方針の位置づけ

## 第1章 本県で育まれた景観の特性と課題

	1 自然的環境に関する景観	2 生活の営みや生業・文化からなる景観	3 歴史的な趣きの残る景観	4 魅力ある市街地の景観	5 公共施設の景観
魅力	(1) 雄大な大地が織りなす自然景観 (2) 海岸や河川、湧水池など多様な水辺の景観 (3) 温暖な気候が織りなす多様な景観 (4) 美しい星空の景観 (5) 多様な生態系が醸し出す景観 (6) 住民の手で守り、育まれている自然景観	(1) 個性豊かな農山村の景観 (2) 季節を感じさせる生産活動による景観 (3) 民俗文化が育む景観 (4) 住民により育まれている集落の景観	(1) 神話・伝承ゆかりの景観 (2) 古代、中世のいぶきを伝える景観 (3) 伝統的なまち並みの景観 (4) 地域固有の歴史的なシンボルとなる景観 (5) 歴史的な建築物や建造物の景観 (6) 祭りを通してみる歴史的な景観	(1) 自然と調和したまちの景観 (2) ゆとりと潤いある住宅地の景観 (3) まちの顔としての中心市街地の景観 (4) 住民の手で創出されている市街地の景観	(1) 緑豊かな道路の景観 (2) 季節感のある公園の景観 (3) 潤いある水辺の景観 (4) シンボルとなる公共建築物の景観 (5) 大規模建造物の景観 (6) 住民の美化活動等による公共施設の景観
課題	○自然災害の増加 ○動植物の生息環境の悪化 ○砂浜等の流失 ○モラルのない行為の増加	○過疎化・高齢化による持続的な営みの困難さ ○耕作放棄や開発による美しい田園風景の喪失	○歴史的な建築物や建造物等の喪失 ○周辺開発による歴史的景観の阻害	○道路沿いなど市街地における景観の混乱 ○周囲の住環境やまち並みを乱す大規模建築物 ○地域性が見えないまち並み ○中心市街地の衰退 ○コミュニティの崩壊に伴うモラルの低下や景観阻害 ○夜の景観 ○活動の参加者拡大と継続性の確保	○一部の公共施設整備による景観阻害 ○自然や生態系への影響 ○画一的な材料の使用

## 第2章 景観の将来像と基本方針

### 1. 将来像

【将来像】 **自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造**

### 2. 本県における景観形成の基本方針

方針1 意識と人を育てる

方針2 自然とともに生きる

方針3 生活の営み・文化を守り、育てる

方針4 調和のとれた生活空間を創る

方針5 特性を生かし、活性化につなげる

### 3. 方針別取り組みの柱

1. 意識と人を育てる	2. 自然とともに生きる	3. 生活の営み・文化を守り、育てる	4. 調和のとれた生活空間を創る	5. 特性を生かし、活性化につなげる
(1) 景観に関する意識の啓発・醸成 (2) 景観づくりの担い手となる「人」の育成と支援 (3) 景観づくりネットワークの形成	(1) 生態系に配慮した貴重な自然環境の保全 (2) 広域的見地に基づく自然景観の保全・形成	(1) 持続的な生産活動の展開 (2) 適正な土地利用コントロール (3) 地域の風土にあった景観の保全・形成 (4) 地域の歴史・文化の継承と誇りや愛着の醸成	(1) 身近な生活空間（街区単位）の質向上 (2) 魅力ある公共空間（道路・河川等）の創出 (3) 潤いある都市空間（都市計画区域内）の創出 (4) まとまりある市街地（商業地等）の形成	(1) 温暖な気候や歴史等を生かした観光振興 (2) 都市部と中山間地域の交流促進 (3) 賑わいやもてなしの空間・環境づくり (4) 積極的な情報発信

### 4. 施策の体系図

## 第3章 景観づくりを進めるために

### 1. 景観づくりの主体と役割

- ①住民の役割：景観づくりの主役
- ②事業者の役割：景観づくりの重要な担い手
- ③市町村の責務と役割  
：景観づくりの中心的な役割
- ④県の責務と役割  
：住民・事業者、市町村の支援・先導、広域的観点からの先導・調整

### 2. 住民・事業者に期待すること

- ①住民に期待すること
  - ・自分の地域の景観に関心をもつ
  - ・自律的な地域づくりに向けた取り組みへの参加
  - ・県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

- ②事業者期待すること
  - ・自分たちの関わる地域の景観に関心をもつ
  - ・地域の景観形成に向けた取り組みへの協力・貢献
  - ・県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

### 3. 市町村における取り組み

- ①住民・事業者に対する啓発・支援の取り組み
- ②主体的な景観形成への取り組み

### 4. 県における取り組み

- ①住民・事業者・市町村に対する啓発・支援
- ②景観形成に関する規制・誘導
- ③総合的に景観行政を進めるための体制づくり
- ④景観形成に関する主要施策の推進